

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	28,425 千円	209,007 円
住居手当	20,134 千円	283,577 円
通勤手当	13,849 千円	47,105 円
管理職手当	48,080 千円	485,657 円
休日勤務手当	8,775 千円	143,852 円
夜間勤務手当	1,635 千円	74,318 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料	月額等
給料	市長 (792,000 円 880,000 円 703,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 259,000 円
	副市長 (703,000 円)	816,000 円 / 483,000 円
報酬	議長 472,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長 417,000 円	474,000 円 / 200,000 円
	議員 391,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市長 (25年度支給割合)	2.95 月分
	副市長 (25年度支給割合)	2.95 月分
退職手当	市長 (算定方式) (880,000×4年×450/100) - (880,000×4年×450/100×5.6/100)	(1期の手当額) (支給時期) 14,952,960 円 任期毎
	副市長 (703,000×4年×360/100) - (703,000×4年×360/100×5.6/100)	9,556,301 円 任期毎

(注) 1. 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成25年度	平成26年度		
普通会計部門	一般行政部門	261	260	△1	事務の統廃合縮小など <参考> 人口10,000人当たり 職員数 64.17人 (類似団体の人口10,000人 当たりの職員数 71.69人)
	教育部門	58	59	1	新中学校開校に向けた業務増など
	消防部門	36	36	0	
	小計	355	355	0	<参考> 人口10,000人当たり 職員数 87.61人 (類似団体の人口10,000人 当たりの職員数 93.66人)
公営企業等部門	小計	61	60	△1	事務の統廃合縮小など
合計		416 [496]	415 [496]	△1 [0]	<参考> 人口10,000人当たり 職員数 102.42人

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長含む)
2. []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3	9	35	45	51	47	53	44	40	34	44	9	414

※詳細については、小松島市のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

市総務部人事課 (市役所3階)

☎32・3804 / FAX 33・3253

Mail:jinji@city.komatsushima.tokushima.jp

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	21人	9.5%
2級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	41人	18.6%
3級	係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	30人	13.6%
4級	1.課長補佐、主査の職務またはこれと同程度の職務 2.困難な業務を分掌する係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	42人	19.1%
5級	困難な業務を分掌する課長補佐、主査の職務またはこれと同程度の職務	47人	21.4%
6級	課長の職務またはこれと同程度の職務	32人	14.5%
7級	1.理事の職務またはこれと同程度の職務 2.部長または統括監の職務 3.副部長またはこれと同程度の職務	7人	3.2%

(注) 1. 小松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度の給与構造改革により、従来の普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月も毎年1月1日とし、昇給をA~Eの5段階に区分することになっており、本市では昇任者を上位区分に位置づけています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小松島市	徳島県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,314千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,577千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 23~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

小松島市	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分	(支給率) 自己都合 27.025 月分 勤続20年 27.025 月分 勤続25年 36.57 月分 勤続35年 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分
その他の 加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2~45%加算)	その他の 加算措置 定年前早期退職 特例措置 (2~45%加算)
1人当たり 平均支給額 6,103千円	21,295千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成26年4月1日現在) 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	9,648 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	139,826 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	19.5 %
手当の種類 (手当数)	10 種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	38,634 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	152 千円
支給実績 (24年度決算)	42,052 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	166 千円